

いばらき出会いサポートセンター、

婚活アプリなどの

## 登録料・利用料

### 一部補助 します



#### 補助対象

つぎの登録料および利用料

- ・ 一般社団法人 いばらき出会いサポートセンター
- ・ マッチングアプリおよびサイトを含む民間の結婚相談所

※民間の結婚相談所は、つぎのいずれかの条件のうち、1つ以上を満たすもの

- ・ 市内に営業所を有している結婚相談所であること
- ・ 特定非営利活動法人結婚相手紹介サービス業認定機構が認証するインターネット型結婚相手紹介サービス認証（IMS認証）マークを取得している事業者のサービスであること

#### 補助額

上限 11,000円（1,000円未満切り捨て）

予算の範囲内での補助となりますのでお早めにお申し込みください

#### 補助対象者

つぎのすべてにあてはまる方

- ・ 申請日において、独身である方
- ・ 笠間市に住所を有し、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳以上であること
- ・ 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと（申請は1回限り）
- ・ 市税等を滞納していないこと
- ・ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するもの）でないこと

#### 電子申請必要書類

- ・ 本人確認書類（写真付き身分証明書その他の本人確認ができる書類）の写し
- ・ 独身であることを証明する書類（市民課発行の独身証明書）
- ・ 対象経費の支払いを証明するもの（領収書、クレジットカードの利用明細等）
- ・ 振込先情報（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義）を証明する書類